

著作権入門編



大阪電気通信大学図書館 発行 2019.6.1

著作権ってよく聞くけど、何なのかよくわからない。
何の権利なのか、どんなものに関係するのかを理解しましょう。

著作権とは

著作権とは、知的財産権の1つで、著作物を創作した人(以下著作者)に対して発生する権利で、人格的な利益を保護する著作者人格権と財産的な利益を保護する著作権(財産権)があります。著作権は著作物を作成した時点で権利が発生します。(著作権法第17条1項)

- ・著作物 …… 創作者の思想または感情を創作的に表現したもので、文芸・学術・美術または音楽の範囲に属するもの
- ・著作者 …… 著作物を創作した人
例:作家、作曲家、映画監督、芸術家、建築家、プログラマーなど

著作権の保護期間

保護期間の計算は死亡、公表の年の翌年1月1日から起算します。

原則として、創作の時から著者の死後70年。(第51条)

- ・無名・変名の著作物 …… 公表後70年(第52条1項、第53条1項)
- ・映画の著作物 …… 公表後70年(第54条1項)
- ・実演・レコード …… 実演後70年、レコードは音を最初に固定後70年(第101条2項)
- ・放送・有線放送 …… 放送・有線放送後50年(第101条2項)

権利制限規定

原則、著作物を利用する場合は著作者の許諾が必要ですが、例外的に無断利用できる場合があります。

◆私的使用のための複製 (第30条)

自分自身や家族、又はこれに準ずる限られた範囲内での利用であり、かつ、使用者自身が複製すること。
→これに準ずる限られた範囲内とは、4~5人程度の「家庭内」と同じように親密で閉鎖的な関係内であること。

◆引用 (第32条)

公正な慣行に合致するものであり、かつ、正当な範囲内であること、そして出所を明示すること。

◆学校その他の教育機関における複製 (第35条1項)

営利を目的としない教育機関で、複製をする者が授業を担当する者又は受ける者であること。
必要限度内(授業に必要な部分、必要な部数)であり、かつ、権利者の利益を不当に害さないこと。
→生徒が購入することを想定して販売されている問題集等の複製や本1冊丸ごととは複製できない。

図書館と著作権

◆図書館等における複製（第31条）

- ・国会図書館及び政令（著作権施行令）で定める図書館等であること。
 - 小中高の学校図書館（室）はこれに該当しない。
- ・営利を目的にしないこと。ただし実費の徴収は可。
- ・複製の主体は図書館であること。
 - 複製のための機器（コピー機等）が図書館の管理下にあり、複製する者も図書館員であること。
 - ※原則、利用者が自由に複写することはできないが、複製を求める利用者が、法を遵守することを確認する誓約が書かれた申込用紙に記入し、かつ第31条の規定を超えないことを証明する確認を行うことを条件にセルフ式コピー機の使用が認められている。
- ・複製の対象は図書館資料であること。
- ・利用者の調査研究のための複製であり、著作物の一部分を1人1部まで。
 - 利用者自身の調査研究目的であること。（友人の分を併せて複数複製することは不可）
趣味・娯楽目的の場合は不可。
- ・公表された著作物であること。
 - 未公開の著作物は不可。修士論文や卒業論文は、通常公開されていないため、未公開の著作物として扱う。

著作物の一部分とは

一般的に著作物の一部分は「著作物の半分」とされています。

- ・1人の著者が執筆した図書 …… 全体が1つの著作物。
- ・複数の論文を集めた論文集 …… 個々の論文が1つの著作物。
- ・複数の著者が共同して執筆した図書
 - それぞれの著者の執筆範囲が区別できない場合 …… 全体が1つの著作物。
 - それぞれの著者の執筆範囲が区別できる場合 …… それぞれの著者の執筆範囲が1つの著作物。
- ・俳句や川柳、短歌など …… 1つの句や歌が1つの著作物。
- ・その他
 - 規格 …… 国内・海外に関わらず、国が制定した規格（国内ではJIS等）の本文は全部複写可。それ以外の規格の本文は半分まで。日本規格協会作成の翻訳文、解説等はそれぞれの半分まで。
 - 地図 …… 1枚ものの地図の場合は、その1枚の半分まで。
地図帳の場合、1つの地図の半分まで（1ページ以下の地図は複写不可）。
国土地理院が作成した地図（CD-ROMを除く）は、調査研究目的であれば、全部複写可。
 - 写真 …… 個々の写真の半分まで（1ページ以下の写真は複写不可）。
ただし、その写真が昭和32年以前発行の場合には、全部複写可。
 - 絵画 …… 個々の絵画の半分まで（1ページ以下の絵画は複写不可）。
 - 楽譜・歌詞 …… 個々の楽譜・歌詞の半分まで（1ページ以下の楽譜・歌詞は複写不可）。
- ・定期刊行物（雑誌・新聞）に掲載された著作物
 - *発行後相当期間が経過していること（雑誌であれば最新号、新聞であれば当日のものは複写不可）。
 - *廃刊・休刊になった場合は発行後3ヶ月経過が目安。